

電気供給約款別紙（北陸電力送配電株式会社管内）

実施要綱 北陸 お得電力 低圧電力ネクスト

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)に定めるとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北陸お得電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペ

アを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。なお、この実施要綱から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用いたしません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(a) 夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(b) その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

ニ) 契約電力

(a) 契約電力は、当社とご契約する直前の契約電力、または、本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(2)または(3)により算定された値といたします。

ホ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	契約電力 1キロワットにつき	kW	1,189円71銭
------	----------------	----	-----------

(b) 電力量料金単価

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

電力量料金	夏季	1kWh	25円30銭
	その他季	1kWh	24円27銭

へ) その他

電気料金は、時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。